

正誤・改正	コース	C F P 基本講義	科目	相続・事業承継設計 25B・26A
-------	-----	------------	----	-------------------

2025年12月11日現在

以下のとおり、誤りがございました。ここにお詫びとともに訂正させていただきます。

【テキスト】

頁・行	誤
P14	(6) 相続人が不存在の場合には、相続財産は相続財産法人となり、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求によって、 相続財産管理人 を選任しなければならない。
	正
	(6) 相続人が不存在の場合には、相続財産は相続財産法人となり、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求によって、 相続財産清算人 を選任しなければならない。

【問題集】

頁・行	誤
P122 5行目	…場合、三男の 2024 年分の贈
	正
	…場合、三男の 2025 年分の贈

正誤・改正の最新情報はマイページ掲載いたします。
(TAC WEB SCHOOL よりマイページ登録をお願いいたします。)